

保高発 1101 第 1 号
平成 30 年 11 月 1 日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公 印 省 略）

一部負担金の減免措置に対する財政支援の見直しについて

後期高齢者医療制度においては、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号。以下「調交省令」という。）第 6 条第 2 号に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、収入の額が生活保護基準の 1.1 倍以下である等の要件を満たす世帯の被保険者に対して一部負担金の減免措置を行った場合に、当該一部負担金の減免等に要した費用について財政支援（以下「一部負担金の減免措置に対する財政支援」という。）を行っているところである。

今般、本年 10 月 1 日から実施されている生活扶助基準の見直しにおいて、生活保護受給者への影響を緩和するため、平成 30 年 10 月 1 日から段階的に見直し（平成 30 年 10 月、平成 31 年 10 月、平成 32 年 10 月の 3 段階）、現行の生活扶助基準からの減額幅を 5% が限度となるように調整することとされている。

後期高齢者医療制度においては、「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に係る情報提供について」（平成 30 年 7 月 11 日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）により、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、当該見直しの影響が及ばないよう、できる限り、御対応いただくようお願いするとともに、各保険者において、生活保護受給者への影響の緩和のために、一部負担金の減免措置の取扱いを見直したことによる財政負担が生じた場合には、財政支援を行う予定であり、詳細については別途お示しすることとしていたところである。

これを踏まえ、一部負担金の減免措置に対する財政支援について下記のとおり対応することとするので、内容を御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）等に対して周知いただくよう、宜しく取り計らわれない。

記

1 平成 30 年 10 月以降における対応について

調交省令を改正し、平成 30 年 10 月 1 日以降、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が、当該世帯主等について生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定の適用があるものとして同法第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる扶助について同法第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（以下「基準」という。）の例により測定したその世帯の需要の額の合計額に 885 分の 990 を乗じて得た額（以下「平成 30 年 10 月改正基準額」という。）以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が平成 30 年 10 月改正基準額の 3 月分に相当する額以下である被保険者に対して行った当該一部負担金の減免措置について、当該減免措置に要した費用のうち、調交省令第 6 条第 2 号に定める額に相当する額を、特別調整交付金の交付対象とする予定であること。

2 平成 31 年 10 月以降における対応について

調交省令を改正し、平成 31 年 10 月 1 日以降、その属する世帯の世帯主等の収入の額の合計額が、当該世帯主等について生活保護法の規定の適用があるものとして同法第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる扶助について基準の例により測定したその世帯の需要の額の合計額に 870 分の 990 を乗じて得た額（以下「平成 31 年 10 月改正基準額」という。）以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が平成 31 年 10 月改正基準額の 3 月分に相当する額以下である被保険者に対して行った当該一部負担金の減免措置について、当該減免措置に要した費用のうち、調交省令第 6 条第 2 号に定める額に相当する額を、特別調整交付金の交付対象とする予定であること。

3 平成 32 年 10 月以降における対応について

調交省令を改正し、平成 32 年 10 月 1 日以降、その属する世帯の世帯主等の収入の額の合計額が、当該世帯主等について生活保護法の規定の適用があるものとして同法第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる扶助について基準の例により測定したその世帯の需要の額の合計額に 1000 分の 1155 を乗じて得た額（以下「平成 32 年 10 月改正基準額」という。）以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が平成 32 年 10 月改正基準額の 3 月分に相当する額以下である被保険者に対して行った当該一部負担金の減免措置について、当該減免措置に要した費用のうち、調交省令第 6 条第 2 号に定める額に相当する額を、特別調整交付金の交付対象とする予定であること。